

## 新型コロナウイルス感染症の軽症者等にかかる宿泊療養について

### 宿泊施設での安静・療養の対象となる方

以下の方については、原則として宿泊施設での安静・療養の対象となります。

□1. ①～⑨のいずれにも該当しない方

- ① 65歳以上の者
- ② 呼吸器疾患を有する者
- ③ 腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- ④ 臓器移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- ⑤ 妊婦
- ⑥ 現に新型コロナウイルス感染症の症状を呈する者であって、当該症状が重度又は中等度である者
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症の症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者
- ⑧ 都道府県知事（保健所を設置する市にあたっては市長）が新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める者
- ⑨ ①から⑧以外の者であって当該感染症まん延を防止するため必要な事項として厚生労働省令で定める事項（※）を守ることと同意しないもの

（※）指定された期間、内容、方法及び頻度で健康状態を報告すること  
指定された期間、場所から外出しないこと。  
新型コロナウイルス感染症 のまん延を防止するため必要があると認められる事項

□2. 65歳未満の方で、ADLが自立しており、入院を必要とする基礎疾患等がなく、集団生活のルールが遵守できる方

※上記①～③の方でも、次の要件を満たす方については宿泊療養としています。

□3. 無症状又は軽症者については、保健所が、患者を診察した医師や入院フォローアップの医師と適宜協議し、可能な場合

### 宿泊施設での安静・療養期間中の健康観察について

- 毎日、1日3～4回（朝・昼・夕・寝る前）ご自身の健康状態を確認していただき、その状況を1日2回（朝：午前8時、夕：午後4時30分頃）報告していただきます。
- 症状（発熱（37.5度以上）、咳、鼻水など）が悪化した際は、ただちに常駐する医療従事者や職員に報告してください。
- 療養中SpO<sub>2</sub>（経皮的動脈血酸素飽和度）を測定することがあります。手指のマニキュア・ジェルネイル・付け爪は測定の妨げになりますのでご注意ください。
- 宿泊施設に常駐する医療従事者が、スマートフォン等を使用し1日2回健康状態を確認します。
- 療養解除については、国の基準と同様としますが、療養者が府の基準を満たすかどうかについては、居住地を管轄する保健所長が総合的に判断します。
- その他、体調の変化や受診についてのご相談は、常駐する看護師や職員へご連絡ください。
- ストレス等によるこころの不調についての相談は、「こころのホットライン」（06-6697-0877）（午前9時30分から午後5時≪土日祝日除く≫）をご利用ください。

## 宿泊施設での安静・療養にあたっての留意点

### (1) 共通の留意事項

- ① 宿泊療養の期間中は、宿泊施設から外出できません。
- ② 外部からの訪問者の受け入れはできません。

### (2) 宿泊施設での注意事項

- ① 部屋は個室です。同居家族が同時に軽症者等として滞在する場合は、同居も可能です。
- ② 入所中は、禁酒・禁煙です。
- ③ 食事を取りに行くなど部屋から出るときは、必ずマスクを着用してください。職員もマスクの着用や手洗い等標準予防策を行っています。
- ④ 清掃やリネンの交換は必要に応じ、ご自身で行ってください。
- ⑤ 衣類等は通常の洗剤で洗濯（洗濯機または手洗い）し、しっかり乾燥させてください。
- ⑥ ゴミは袋に入れて密閉して指定された場所に捨ててください。
- ⑦ 療養中で必要な物品等については、ご自身でご準備下さい。  
(職員が宿泊者に代わって物品の購入等をお受けすることは致しません。)
- ⑧ 宿泊料・食事代（3食）以外は、自己負担となります。  
※下記の内容についてもご確認ください。



## 宿泊施設での安静・療養にあたって必要なもの

療養中は外出できないため、必要なものは事前にご準備いただきますようお願いいたします。

- ① 衣類（寝巻、部屋着、下着類、防寒具など）
- ② タオル類（フェイスタオル、バスタオルなど）  
※①～②は施設内でご自身で洗濯することもできますので、必要な枚数をご準備ください。
- ③ 洗濯用洗剤（洗濯機または手洗い用）
- ④ ウェットティッシュ、消毒用アルコール等
- ⑤ 常用薬、頓服薬、おくすり手帳、保健所から渡された「宿泊療養・自宅療養における医療費公費負担通知」という文書  
※常用薬に関しては、おおむね2週間分処方してもらって持参してください。尚、療養中に要した新型コロナウイルス感染症に係る医療等は公費負担になる場合もあります。受診時には「宿泊療養・自宅療養における医療費公費負担通知（有効期限あり）」が必要ですので、必ずご持参下さい。
- ⑥ 食事道具（おはし、コップ、スプーンなど）
- ⑦ 洗面用具（歯ブラシ、歯磨き粉、洗顔料、耳かき、綿棒、爪切りなど）
- ⑧ 携帯電話、充電器、ドライヤー
- ⑨ 本、ゲーム機、DVD再生機など、気分転換に使用されるもの
- ⑩ 身分を証明できるもの（運転免許証等）を持参ください。
- ⑪ 健康保険証
- ⑫ 体温計 ※自宅にあるものを持参ください
- ⑬ 生理用品
- ⑭ 嗜好品（コーヒー、紅茶など）
- ⑮ 現金 ※退所後の交通費等



©2014 大阪府もずやん

※洗濯機使用時に100円玉が必要な施設があります。（両替はできません）